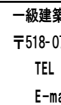


朝日公園ほか便所改修工事
(朝日公園)
(鴻之台 3 号公園)



特 記	工事名			 白鳳アーキテック 株式会社 一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-1987 号 〒518-0775 三重県名張市希央台5 番町109 番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認		管理建築士	印
	図名				1級193242号		荒川 克明	
					図面提出日			
	縮尺				図面番号			

朝日公園ほか便所改修工事（朝日公園）

図 面 リ ス ト			
No.	図 面 名 称	No.	図 面 名 称
A-01	表 紙 ・ 図 面 リ ス ト	M-01	機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書
A-02	建 築 工 事 特 記 仕 様 書 - 1	M-02	図 示 記 号 ・ 衛 生 器 具 表
A-03	建 築 工 事 特 記 仕 様 書 - 2	M-03	現 況（解体）図・改修平面図 給排水衛生設備図
A-04	現 況（解体）図		
A-05	改 修 図		



工事特記仕様書																																		
Ⅰ. 工 事 名 朝日公園ほか便所改修工事（朝日公園）																																		
Ⅱ. 工 事 概 要																																		
1. 工 事 場 所 名張市朝日町1319-5																																		
2. 施 設 用 途 公園内 公衆便所																																		
3. 工 事 内 容																																		
・朝日公園 男子、女子便所改修工事一式																																		
Ⅲ. 建 築 工 事 仕 様																																		
1. 共通仕様																																		
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」（以下「標準仕様書」という。）による。																																		
2. 特記仕様																																		
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。																																		
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。																																		
3) 項目に記載の（ ）内番号は標準仕様書の当該項目、図又は表を示す。																																		
章	項 目	特 記 事 項																																
1	①適用基準等	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。 1) 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成28年版） 2) 敷地調査共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成27年版）																																
	②発生材の処理等 (1.3.11)	○ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>造成等</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>上部構造部分 ・外装</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>建築設備・内装等</td><td>○有 ・無</td><td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 ()</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr></table> ・引渡を要するもの ・無 () ・特別管理産業廃棄物 ・有() 処理方法() ・現場において再利用を図るもの() ○ 再資源化を図るもの ○コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告する。 (マニフェストA、B2、D、E票を提示すること。)	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分 ・外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○有 ・無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	その他 ()	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用											
工程	作業の有無	分別解体等の方法																																
造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																																
基礎・基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																																
上部構造部分 ・外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																																
屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																																
建築設備・内装等	○有 ・無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																																
その他 ()	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																																
一般																																		
共																																		
通																																		
事																																		
項																																		
③施工条件 (1.3.5)	下記で指定するもの以外は監督員と協議し決定する。 ○ 施工可能日 ○ 施工可能時間帯 ○ 指定なし ・ 8時30分 ～ 17時 ○ 部位別の施工順序 ○ 指定なし ・ () ○ 工事車両の駐車場 ○ 指定なし ・ 図示(図面番号:) ・ () ○ 資材置場 ○ 指定なし ・ 図示(図面番号:) ・ ()																																	
4.部分引渡し 部分使用	・部分引渡しあり ・部分使用あり ・指定部分() 時期(平成 年 月 日～)																																	
5.電気保安技術者 (1.3.3)	適用する																																	
6.技能士 (1.5.2)	職種別に可能なものについては積極的に活用のこと																																	
⑦建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」(最新版)と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては極力市内の取扱業者から購入するよう努めること。 3) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。																																	
8.化学物質の濃度測定 (1.5.9)	測定対象化学物質(●で示したものとする。) <table><tr><th>適用</th><th>施設用途</th><th>ホルムアルデヒド</th><th>トルエン</th><th>キシレン</th><th>エチルベンゼン</th><th>スチレン</th><th>ナフタレンジクロロベンゼン</th></tr><tr><td></td><td>学校、教育施設</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td></td><td>住宅</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr></table> 対象箇所 ・学童保育室 1ヶ所 ・() 測定方法 ・パッシブ法 ・アクティブ法 報告書提出部数 2部	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	ナフタレンジクロロベンゼン		学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●			その他	●	●	●	●	●		
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	ナフタレンジクロロベンゼン																											
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																											
	住宅	●	●	●	●	●																												
	その他	●	●	●	●	●																												
⑨特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。																																	
⑩騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																	
⑪工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版))に従い撮影する。 「電子納品として、次のものを提出する。」 CD (部数は「18. 電子納品」を参照)																																	
⑫完成図等 (1.7.1)	○作成する ○完成図 ・保全に関する資料 ・() ○完成図作図範囲(配置図、平面図、設備図等) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は発注者に移譲するものとする。																																	
13.完成写真	・デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 ・箇所数は外観4面各室2面程度とする。規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・アルバム 1部(大きさ 335mm×290mm程度 カラー)																																	
14.設計GL	・図示のベンチマーク																																	
⑮養生その他	工事施工に際し既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、既存にならい補修すること。																																	
⑯事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																	
⑰市内企業優先使用	本工事において、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方は名張市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。																																	
⑱不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入(名張市暴力団排除条例(平成23年名張市条例第2号)及び名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成30年名張市告示第62号))を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団員等(名張市暴力団排除条例(平成23年名張市条例第2号)及び名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成30 年名張市告示第62号))による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時部点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3)受注者は、暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。																																	
19.消防関係の手続き	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事) ・別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(建築図面の作成及び建築に関する部分の記入)を行うこと。																																	
⑳主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	1) 現場施工に着手するまで期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2) 検査終了後の期間 検査完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。																																	
㉑工事の一時中止	名張市建設工事契約書の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。																																	
㉒労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の受注者を指名する。 この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																	
23.火災保険等	名張市建設工事請負契約書の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に参加し、その加入証券等を提示しなければならない。 (1) 保険の目的物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む) (2) 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間 (3) 保険金額 原則として請負金額に相当する金額																																	
㉔社会保険等未加入対策	適用除外でないにも関わらず、社会保険等が未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により、下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。																																	
2	1.監督員事務所 (2.3.1)	・設置する。 監督員事務所の規模(単位:㎡) <table><tr><th>適用</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><th>規模</th><td>10程度</td><td>20程度</td><td>35程度</td><td>65程度</td><td>100程度</td></tr></table>	適用						規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																				
	適用																																	
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																													
②仮設便所	構内既存の施設 ○利用できる ・利用できない																																	
③工事用水	構内既存の施設 ○利用できる(○有償 ・無償) ・利用できない																																	
④工事用電力	構内既存の施設 ○利用できる(○有償 ・無償) ・利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。																																	
5.足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。																																	
⑥交通誘導警備員	・1人 ○工事車両(トラック等)通行時、解体工事等の施工時																																	
⑦仮囲い	○工事中、必要に応じてA型バリケード等にて仮囲いを行う																																	
⑧その他	○工事中、便所が使用不可になる場合は、工事前より利用者に周知する案内看板を設置すること																																	
3	1.埋戻し及び盛土 (3.2.3) (表3.2.1)	種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種																																
	2.建設発生土の処理 (3.2.5)	・建築残土 自由処分 ・現況地盤鋤取り土 隣接地に敷き均し(整地・転圧) ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km																																
3.山留めの撤去 (3.3.3)	・撤去 ・存置																																	
4	10.地盤改良	・()工法 ・六価クロム溶出試験 ・室内配合試験 ・一軸圧縮試験(基礎下)																																
	⑪砂及び砂利地業 (4.6.3)	厚さ(mm) ・60 ○(100) ・仕上がりレベルを計測し、記録すること。																																
12.捨コンクリート地業 (4.6.4)	厚さ(mm) ・50 ・() ・仕上がりレベルを計測し、記録すること。																																	
13.床下防湿層 (4.6.5)	施工範囲 ・図示(図面番号:) ポリエチレンフィルム厚さ ・0.15mm以上 ・() ・防湿層の重ね幅、基礎梁へののみ込みは、250mm以上とする。																																	

5鉄筋工事

①鉄筋の種類
(5.2.1)

2.溶接金網
(5.2.2)

3.内法直径
(5.3.2)

④継手
(5.3.4)

5.鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
(5.3.5)

⑥各部配筋
(5.3.7)

7.圧接完了後の試験
(5.4.9)

種類の記号	径	備 考
・SD295A	・D16以下	
・SD295B	・()	
・SD345	・D19以上	

・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの

網目の形状、寸法

鉄線の径 (mm) ・4 ・5 ・6 ・()

寸法 (mm) ・100×100 ・150×150 ・()

90°未満の折曲げの内法直径 ・図示 (図面番号:)

	径	部 位
・重ね継手	D10	便所土間
・ガス圧接		

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ

・標準仕様書[5.3.4](c)(1)

・図示 (図面番号:)

継手位置

・各部配筋参考図による

・図示 (図面番号:)

鉄筋定着

・標準仕様書[表5.3.4] ・図示 (図面番号:)

軽量コンクリートで土に接する部分

・無し ・有り(適用箇所:)

最小かぶり厚さ ()mm

耐久性上不利な部分(塩害を受けるおそれのある部分等)

・無し ・有り(適用箇所:)

最小かぶり厚さ ()mm

①図示(各改修図)

抜取試験方法 ・超音波探傷試験 ・引張試験

6コンクリート工事

①コンクリートの使用骨材による種類及び強度
(6.2.1) (6.2.2) (6.2.4) (6.11.1) (6.11.3) (6.10.1)

②コンクリートの種類
(6.2.1) (表6.2.1)

3.コンクリートの仕上り
(6.2.5)

④セメント
(6.3.1) (表6.3.1)

普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	施工時期	スランプ
・21(N/mm²)			・18(cm)
・21(N/mm²)			・15(cm)
①18(N/mm²)	土間		①15(cm)

軽量コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	種類	気乾単位容積質量	スランプ
・(N/mm²)			・t/m³	・(cm)
・				
・				

・常時土又は水に直接接する部分 図示 (図面番号:)

類別 ①Ⅰ類 ・Ⅱ類

・大臣認定品 図示 (図面番号:)

合板せき板を用いる場合の打放し仕上りの種類

・A種 ・B種 ・C種

種類 ①普通ポルトランドセメント、混合セメントA種

・()

高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種

・適用箇所 図示 (図面番号:)

7コンクリートブロック工事

1.補強コンクリートブロック造
(8.2.2) (8.2.3) (8.2.5) (8.2.8) (表8.2.1)

②コンクリートブロック帳壁及び塀
(8.3.2) (8.3.3) (8.3.4) (8.3.7) (表8.3.1)

種類 ・空洞ブロック16

・図示(図面番号:)

正味厚さ、モジュール呼び寸法

・図示(図面番号:)

各部の配筋 ・図示(図面番号:)

モルタルの調査 ・標準仕様書[8.2.3] ・()

モルタル又はコンクリートの充填範囲 ・図示(図面番号:)

種類 ①標準仕様書[表8.3.1]

・図示(図面番号:)

正味厚さ、モジュール呼び寸法、ブロックの厚さ

①図示(改修図)

モルタルの調査 ①標準仕様書[8.2.3] ・()

化粧 ・有り ①無し

塀の厚さ H≦2.0m ・120mm ・()

H>2.0m ・150mm ・()

各部の配筋 ①図示(改修図)

モルタル又はコンクリートの充填範囲

①空洞部全て

8防水工事

1.シーリング
(9.7.2) (9.7.3) (表9.7.1)

(9.7.5)

・標準仕様書[表9.7.1]による

施 工 箇 所	目地寸法	種 類
配管バック面台取合い	10×10	シリコン系

接着性試験

・簡易接着性試験 ・引張接着性試験

9タイル工事

1.伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
(11.1.3)

②タイル張り
(表11.2.3) (11.2.2) (11.2.3) (11.3.2) (11.3.4) (表11.3.2)

位置 ・標準仕様書[表11.1.1]

・図示(図面番号:)

タイルの種類・工法

施工箇所	工 法	種 類	形状寸法	耐滑り性	うわぐすり	役物	標準・特注色	耐凍害性
便所 床								

各改修図による (極力 既存床タイルと 同仕様、同色)

・役物 ()

・試験張りを行う

・見本焼きを行う

・既モルタル調査 ()

セメントモルタル塗り又は有機系接着剤あと張り工事

コンクリート素地面の処理 ・適用箇所 図示(図面番号:)

・目荒し工法 ・MCR工法

有機系接着剤あと張り工事

シーリング材

打継、ひび割れ誘発目地 ・PU-2 ・()

伸縮、その他目地 ・MS-2 ・()

10左官工事

①モルタル塗り
(15.2.2) (15.2.5)

2.セルフベリング
(15.4.2)

既製目地材 ・使用する 図示 (図面番号:)

床の目地 ・図示 (図面番号:)

下地モルタルの接着力試験 (外壁タイル張り等) ・実施する

種類 ・せっこう系 ・セメント系

11建具工事

①トイレブース
(20.2.5)

2.建具用金物
(16.8.2) (表16.8.1) (16.8.3) (16.8.4)

3.ガラス
(16.14.2) (16.14.3) (16.14.4) (表16.14.1)

表面仕上 ①メラミン樹脂系化粧板

・ポリエステル樹脂系化粧板

脚部 ・幅木 ①図示(各改修図)

扉小口の材質 ・ステンレス製 ①アルミ製

マスターキー ・製作する ・製作しない

・監督員と協議の上システムを決定する

キーボックス ・要 ・不要

金物の種類、見え掛かり部等の材質等

・標準仕様書[表16.8.1] ・図示 (建具リスト)

レバーハンドル、クレセント等の取付け位置

・FL+1500以内

板ガラスの種類、厚さ、特性による種類等

・図示 (建具リスト)

留め材 ・シーリング ・ガスケット(メカ仕様)

ガラス溝の寸法、形状等

・標準仕様書[表16.14.1] ・図示(メカ基準)

熱線反射ガラスの映像調整 ・実施する

12塗装工事

1 材料
(7.1.3)

2 下地調整
(7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~(表7.2.7)

3 錆止め塗料塗り
(7.3.2) (7.3.3) (表7.3.1)~(表7.3.4)

4 合成樹脂調査ペイント塗り(SOP)
(7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~(表7.4.3)

・屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。

・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)

既存塗膜の除去範囲 (塗り替えてR B種の場合)

・図示 (図面番号:)

種別

下地	種別
・木部	・RA種 ・RB種 ・RC種
・鉄鋼面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・亜鉛めっき鋼面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・モルタル、プラスター面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・コンクリート、ALCパネル面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・コンクリート、押出成形セメント板面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ・RB種 ・RC種

錆止め塗料種別

鉄鋼面 ・A種 ・B種

亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種 ・C種

錆止め塗料塗り種別

鉄鋼面 ・A種 ・B種 ・C種

亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種 ・C種

塗料種別 ・1種 ・()

種別

下地	種別
・木部	・A種 ・B種 ・C種
・鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種
・亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種 ・C種

特 記

工事名
朝日公園ほか便所改修工事 (朝日公園)

図名
建 築 工 事 特 記 仕 様 書 - 2

縮尺

図面番号
A-03

HAKUHO Architech
白鳳アーキテック 株式会社

一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-1987 号
〒518-0775 三重県名張市希央台5 番町109 番地
TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067
E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp

承 認

管理 建築 士

印



1級193242号
荒川 克明

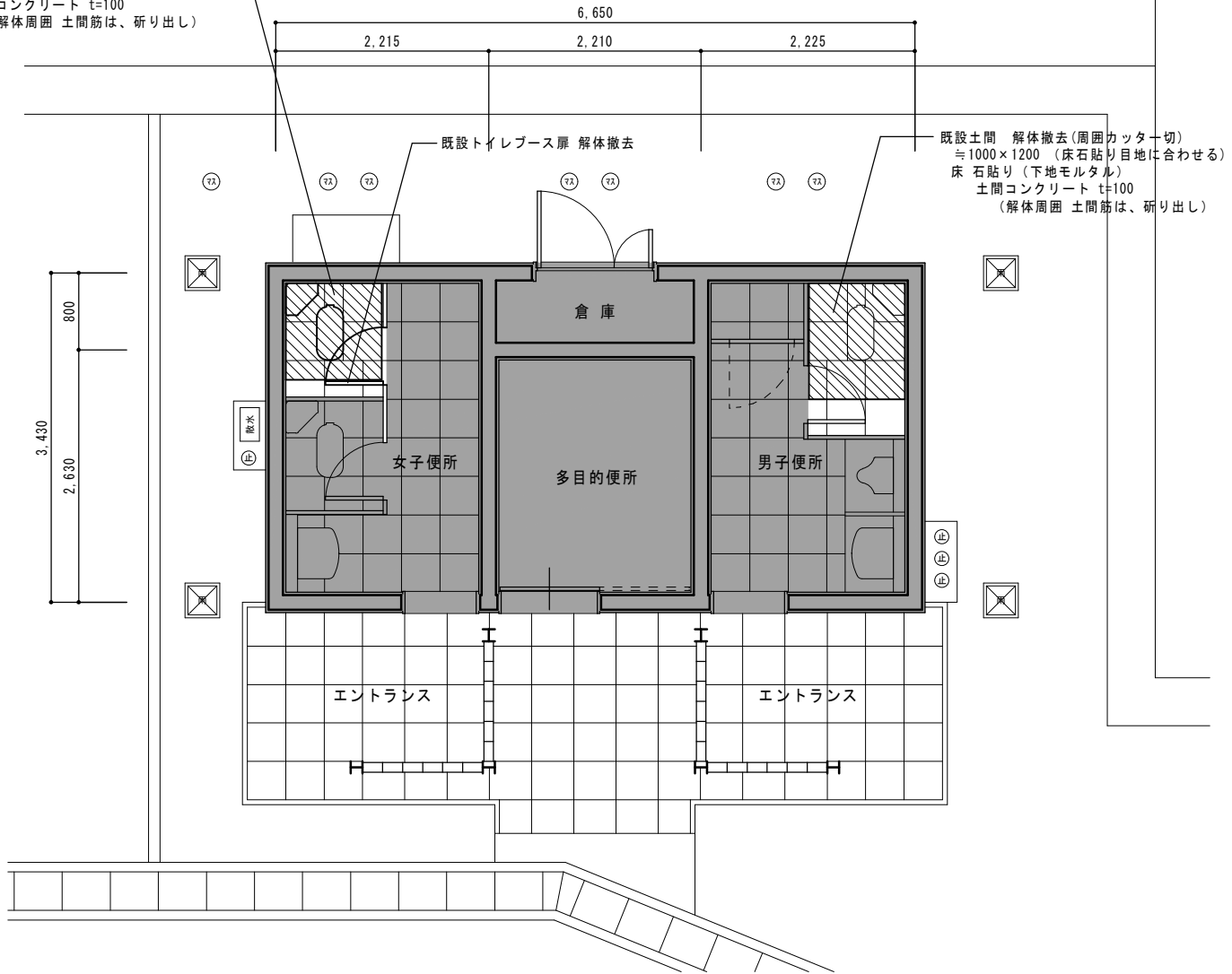


図 面 提 出 日

2020.11

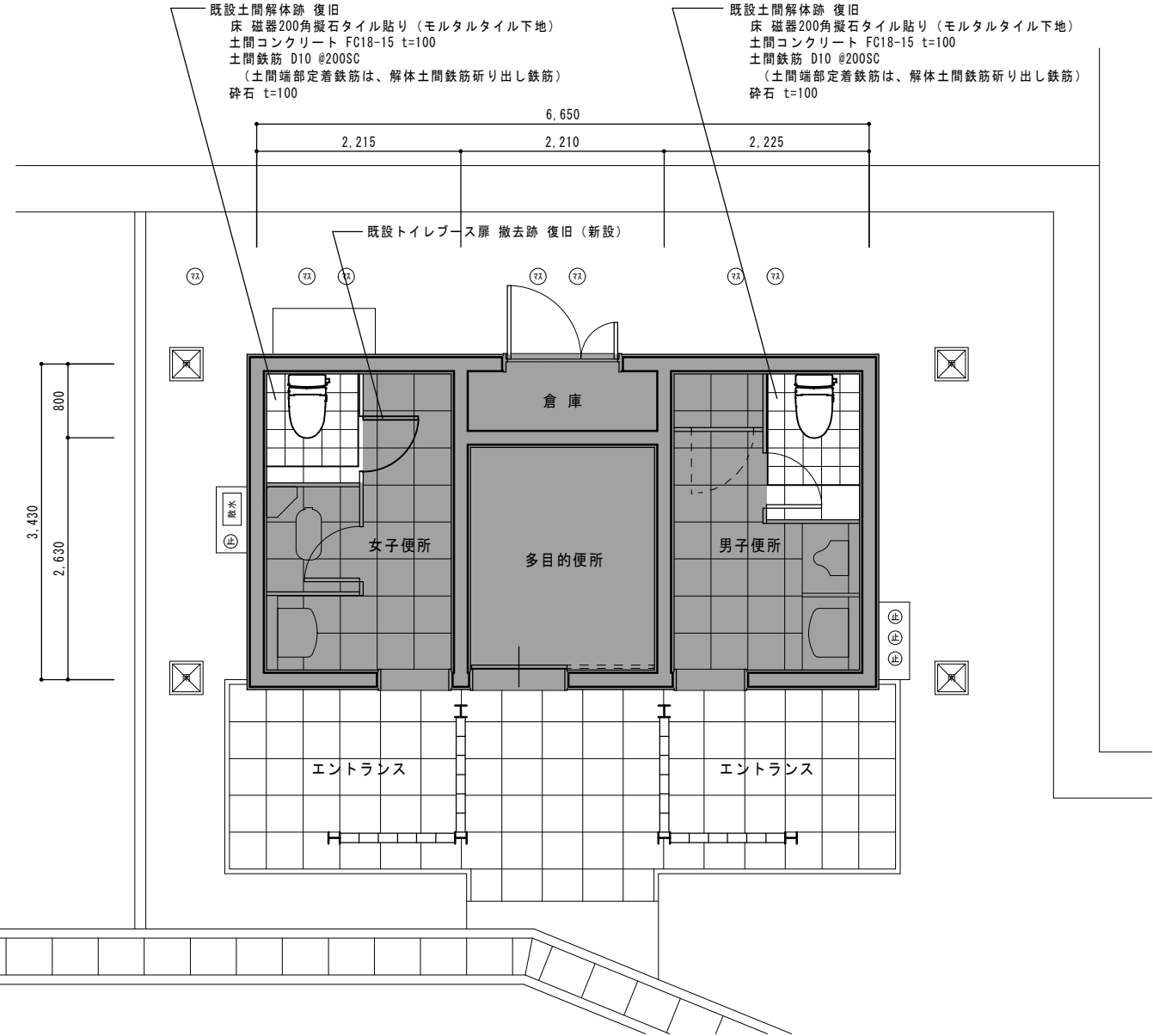


既設土間 解体撤去(周囲カッター切)
≒1000×1000 (床石貼り目地に合わせる)
床 石貼り(下地モルタル)
土間コンクリート t=100
(解体周囲 土間筋は、研り出し)



現 況 平 面 図

ト イ レ ブ ー ス 現 況			
		現 況	
見 込	数 量	40	1
姿 図			
室 名	女子便所		
仕 上	メラミン化粧合板		
金 物			
備 考			



改 修 平 面 図

※ 便所改修に伴う壁付機器撤去跡は、
ビス穴程度の撤去跡 ⇒ コーキング埋め補修
配管穴程度の撤去跡 ⇒ 既製品カバープレート被せ
※ 床タイル改修のタイル材は、極力既存床石貼りと
同仕様、同色のタイルを採用すること

トイレブース 改 修 （ 新 設 ）			
		改 修 （ 新 設 ）	
見 込	数 量	40	1
姿 図			
室 名	女子便所		
仕 上	メラミン化粧合板		
金 物	メーカー標準金物一式（巾木タイプ） 片開き戸金物一式（表示錠、戸当り 他） 扉両端パネル小口 アルミ金物共		
備 考	小松ウォール工業㈱ TB-GP同等品		

機械設備工事特記仕様書					(印を付けたものを適用する。)					給水設備					機器設備				
建築概要										給水方式					設計空気条件				
工事名称 朝日公園ほかに便所改修工事（朝日公園）										○給水方式					・設計空気条件				
工事場所 三重県名張市朝日町1319-5										○高架構造方式					・（特記なきは建設省建築設備設計基準による）				
建物名称		構造		階数		延面積（㎡）		備考		・受水槽＜本体＞					・外気＜夏期＞				
公衆トイレ				1						・FRP製					・室内＜夏期＞				
										・ステンレス製					・一般系統の温度は成り行きとする。				
										・鋼板製					・冷温水発生機				
										・高架構造＜本体＞					・温水ボイラー				
										・FRP製					・空冷HPパッケージ				
										・ステンレス製					・ガスHPパッケージ				
										○ライニング鋼管＜一般＞					・FCU				
										○ライニング鋼管＜土中＞					・AHU				
										○塩化ビニル管＜土中＞									
										○さや管工法									
										○井類									
										○重水器									
										○引込加入、市納金等									
										○その他									
一般事項										排水設備					配管設備				
適用仕様書										○排水方式					・配管方式				
優先順位										＜屋内＞					・冷媒配管				
申請手続										＜屋外＞					・冷温水配管				
疑義										＜雨水＞					・冷却水配管				
変更										＜汚水＞					・温水管				
完成図書										＜雑排水＞					・配管材料				
耐震基準										○配管材料					・冷媒管				
特記事項										＜屋内汚水管＞					・冷媒管				
・地中埋設の給水、ガス、消火管等は埋設表示杭、埋設シートを布設する。										＜雑排水管＞					・冷媒用鋼管				
○機器及び配管等は、地震時に水平移動、転倒、落下などが生じないように「建築設備耐震設計指針」により施工する。										＜通気管＞					・冷媒用炭素鋼管（白）				
・防火区画貫通部分は、日本建築センターの性能評定を受けた工法に基づく材料を使用する事。										＜屋外排水管＞					・冷媒用炭素鋼管（黒）				
・建物導入配管（給水・ガス・消火）は十分な可換性を有する変位吸収配管施工を行う。										○井類					・温水管				
・水密を要する部分とはつば付スリーブ、地中に用いるスリーブはV P管、他は紙製等のスリーブを使用する事ができる。										○排水方式					・冷温水管				
・排水管用を除く埋設深さは、一般敷地300mm以上、車道道路部600mm以上とする。										○配管材料					・配管材料				
・既設コンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。										○大機器洗浄方式					・冷媒管				
○土間配管は土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持するようにする。										○水栓					・冷媒用炭素鋼管（白）				
・屋外出露及び多湿箇所（トレンチピット等）の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとする。										○その他					・冷媒用炭素鋼管（黒）				
○機器・配管・支持金物において、異種金属が接する部分には、絶縁処理を行う。										給湯設備					・耐熱性硬質塩化ビニル管（V P）				
・屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、ケミカルアンカー（SUS）とする。										・給湯方式					・耐熱性硬質塩化ビニル管（V U）150以上				
○監督職員の指示する時期に施設関係者の立会いを行うものとする。										・配管材料					・その他				
共通事項										衛生器具設備					排煙設備				
保溫工事										○保溫施工範囲は共通仕様書による。					・風道材質				
○保溫施工種別										○保溫施工種別					・風道材質				
○下表による。（但しダクト、機器、煙道は共通仕様書による。）										○給湯方式					・風道材質				
屋内露出										○給湯方式					・風道材質				
屋外露出・多湿箇所										○給湯方式					・風道材質				
天井・PS内										○給湯方式					・風道材質				
床下・暗室内										○給湯方式					・風道材質				
・保温の厚さ										○給湯方式					・風道材質				
○下表による。（但しダクト、機器、煙道は共通仕様書による。）										○給湯方式					・風道材質				
給排水管・給湯管・温水管・ドレン管										○給湯方式					・風道材質				
消火管（但し図示に特記ある場合のみ）										○給湯方式					・風道材質				
○冷媒配管の屋外露出部はSUS鋼板仕上げる。										○給湯方式					・風道材質				
○冷媒配管の屋外露出部は化粧ケース仕上げる。										○給湯方式					・風道材質				
工事種別										給湯設備					排煙設備				
給排水衛生設備										給湯設備					排煙設備				
・給水設備										給湯設備					排煙設備				
・排水設備										給湯設備					排煙設備				
・衛生器具設備										給湯設備					排煙設備				
・給湯設備										給湯設備					排煙設備				
・ガス設備										給湯設備					排煙設備				
・消防設備										給湯設備					排煙設備				
・ろ過設備										給湯設備					排煙設備				
・浄化槽設備										給湯設備					排煙設備				
空調設備										給湯設備					排煙設備				
・機器設備										給湯設備					排煙設備				
・配管設備										給湯設備					排煙設備				
・ダクト設備										給湯設備					排煙設備				
・換気設備										給湯設備					排煙設備				
・排煙設備										給湯設備					排煙設備				
・自動制御設備										給湯設備					排煙設備				

特 記				工事名	朝 日 公 園 ほ か 便 所 改 修 工 事 （ 朝 日 公 園 ）			HAKUHO Architech 白鳳アーキテック 株式会社 一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-1987 号 〒518-0775 三重県名張市希央台5 番町1 0 9 番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認		管理建築士	印
				図名	縮尺	図面番号			1級193242号			
							図面提出日		2020.10		荒川 克明	

図 示 記 号	
記 号	名 称
—— —	給 水 管
————	排 水 管
⋈	給 水 栓
⊙	フラッシュバルブ
⌒ ⋈ ⊗	弁 類
⊖	床 上 掃 除 口
⦿	排 水 金 物

衛 生 器 具 組 合 せ 表													
名 称		合計	中央公園 展望台 管理棟		平尾山 加勢ホール 北便所棟		南 便 所 棟	桔梗が丘 9号公園		ア す ず ら ん 台	3 号 公 園	朝日公園 便所棟	
			男子 便 所	女子 便 所	男子 便 所	女子 便 所	女子 便 所	男子 便 所	女子 便 所	公 衆 便 所	公 衆 便 所	男子 便 所	女子 便 所
洋風便器	CS140,TV550S(フラッシュバルブ 床給水),TC300(ソフト閉止付普通便座),TSF640LR,T820R32,TS153S		1	1	1	1	1	1	2				
洋風便器	CS670B,SH670BA (ロータンク (蓋固定タイプ) 壁給水),TC300 (ソフト閉止付普通便座)	2								1	1	1	1
小便器	UFH500,TG600PN(フラッシュバルブ),T9R							5					
棚付二連紙巻器	YH701		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
手すり (I型)	T112C5 (L=500) 固定金具		1	1									

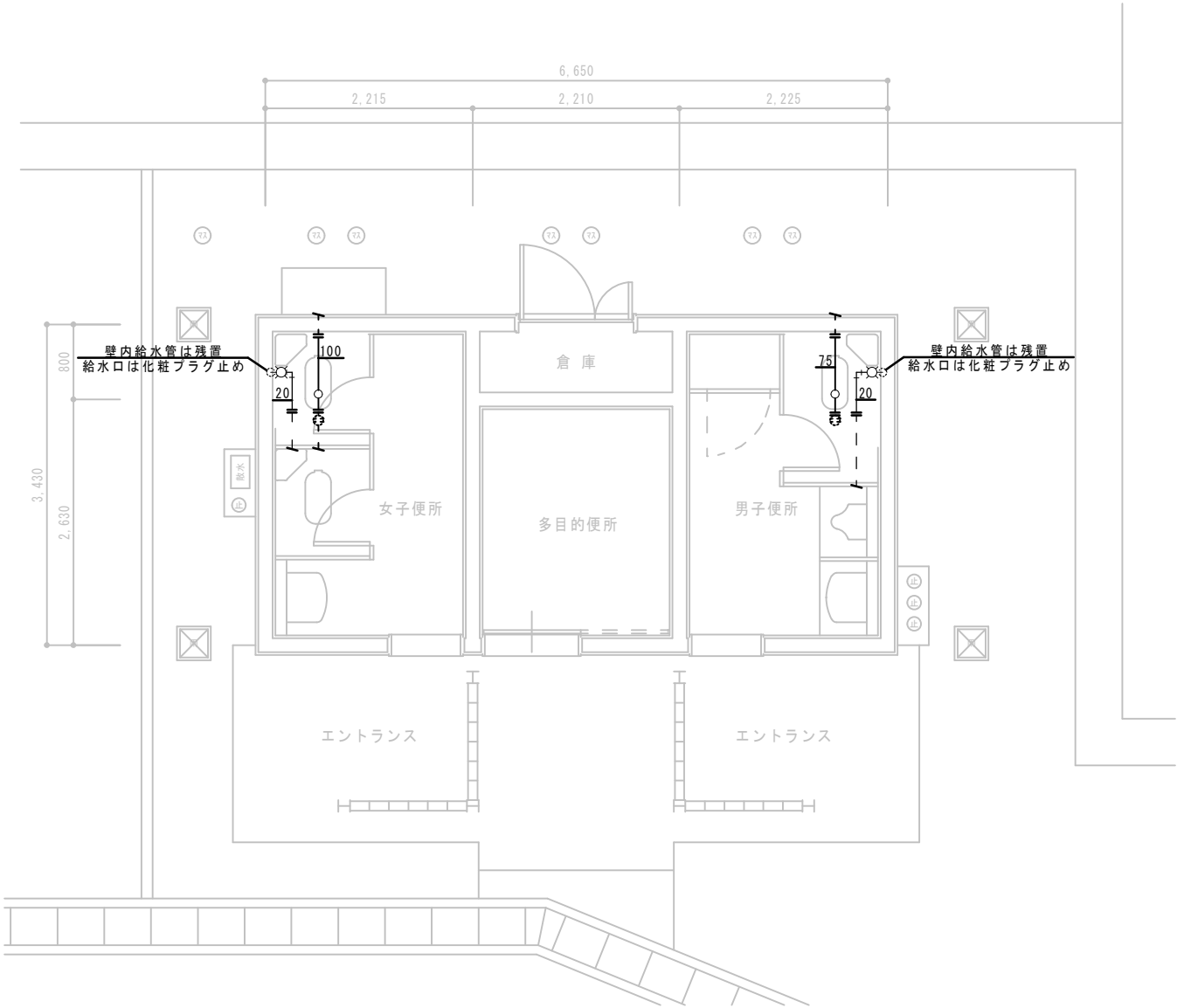
特 記	工事名			 白鳳アーキテック 株式会社	一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-1987 号 〒518-0775 三重県名張市希央台5 番町1 0 9 番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認				管理 建築 士	印
	朝 日 公 園 ほ か 便 所 改 修 工 事 (朝 日 公 園)					   	1級193242号 荒川 克明				
	図名	縮尺	図面番号								
	図 示 記 号 ・ 衛 生 器 具 表	A2 NS	M-02								

凡例	
————	今回撤去箇所を示す
- - - -	既存箇所を示す

注記）既設配管サイズ、ルートは参考とする。
床解体は建築工事とする。
既設器具・配管撤去後のアンカー及びビス跡はシール処理とする。

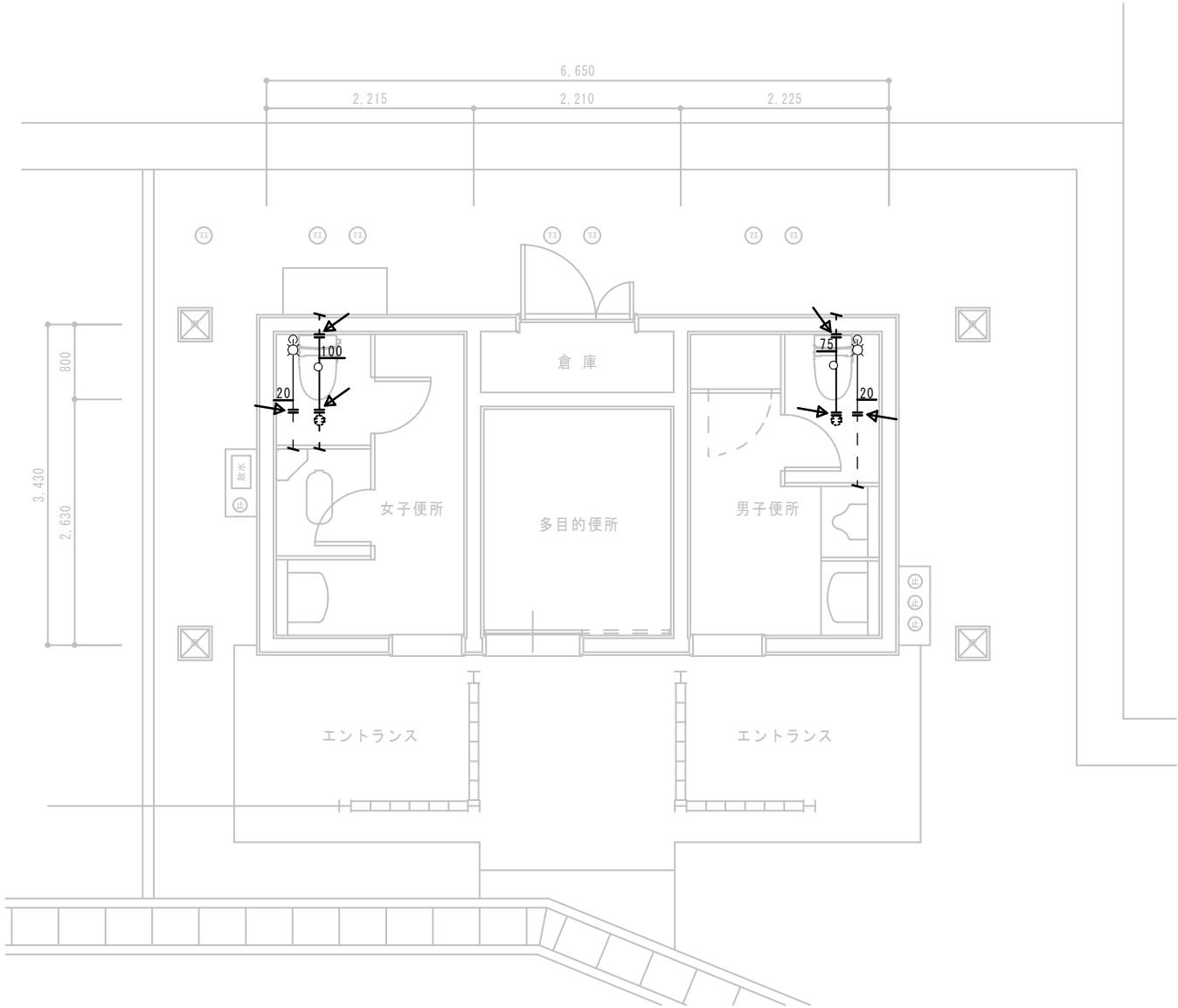
凡例	
————	今回改修箇所を示す
- - - -	既存箇所を示す
	既設接続箇所を示す

注記）既設配管サイズ、ルートは参考とする。
床復旧は建築工事とする。



現 況 平 面 図

男子便所		既存機器表	
和風便器	LT共	1	撤去
紙巻器		1	一時撤去
女子便所		既存機器表	
和風便器	LT共	1	撤去
紙巻器		1	一時撤去



改 修 平 面 図

男子便所		既存機器表	
紙巻器		1	移設再取付
女子便所		既存機器表	
紙巻器		1	移設再取付

特 記	工事名			 白鳳アーキテック 株式会社	一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-1987 号 〒518-0775 三重県名張市希央台5 番町1 0 9 番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認		管理建築士	印
	朝日公園ほか便所改修工事（朝日公園）					   	1級193242号 荒川 克明		
	図名	縮尺	図面番号						
	現況(解体)図・改修図 給排水衛生設備	A2 S=1/50	M-03						

朝日公園ほか便所改修工事（鴻之台3号公園）

図面リスト			
No.	図面名称	No.	図面名称
A-01	表紙・図面リスト	M-01	機械設備工事 特記仕様書
A-02	建築工事 特記仕様書-1	M-02	図示記号・衛生器具表
A-03	建築工事 特記仕様書-2	M-03	現況（解体）図・改修平面図 給排水衛生設備図
A-04	現況図・改修図		



工事特記仕様書

I. 工 事 名

朝日公園ほか便所改修工事（鴻之台 3 号公園）

II. 工事概要

1. 工事場所

名張市鴻之台 3 番町 8 3 番地

2. 施設用途

公園内 公衆便所

3. 工事内容

・鴻之台 3 号公園 男子、女子便所改修工事

III. 建築工事仕様

1. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成31年版」(以下「標準仕様書」という。)による。

2. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

3) 項目に記載の（ ）内番号は標準仕様書の当該項目、図又は表を示す。

章

項 目

特 記 事 項

1

①適用基準等

本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。

1) 建築工事標準詳細図
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成28年版）

2) 敷地調査共通仕様書
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成27年版）

一般

②発生材の
処理等
(1. 3. 11)

○ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

共通

③分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
上部構造部分 ・ 外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	○有 ・ 無	○手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用

事項

・ 引渡を要するもの ・ 無 ()

・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有() 処理方法()

・ 現場において再利用を図るもの()

○ 再資源化を図るもの ○コンクリート塊
・ アスファルトコンクリート塊
・ 建設発生木材

引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し監督員へ提出すること。

引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告する。

(マニフェストA、B2、D、E票を提示すること。)

③施工条件
(1. 3. 5)

下記で指定するもの以外は監督員と協議し決定する。

○ 施工可能日
○ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり

○ 施工可能時間帯
○ 指定なし ・ 8時30分 ～ 17時

○ 部位別の施工順序
○ 指定なし ・ ()

○ 工事車両の駐車場
○ 指定なし ・ 図示(図面番号：) ・ ()

○ 資材置場
○ 指定なし ・ 図示(図面番号：) ・ ()

4. 部分引渡し
部分使用

・ 部分引渡しあり ・ 部分使用あり
・ 指定部分 ()
時期(平成 年 月 日 ～)

5. 電気保安技術者
(1. 3. 3)

適用する

6. 技能士
(1. 5. 2)

職種別に可能なものについては積極的に活用すること

⑦建築材料等

1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」(最新版)と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。

2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては極力市内の取扱業者から購入するよう努めること。

3) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

8. 化学物質の
濃度測定
(1. 5. 9)

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スズレン	パラジクロロベンゼン
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

対象箇所 ・ 学童保育室 1ヶ所 ・ ()
測定方法 ・ パッシブ法 ・ アクティブ法
報告書提出部数 2部

⑨特別な材料
の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

⑩騒音・振動
の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

⑪工事写真

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）)に従い撮影する。
電子納品とし、次のものを提出する。
CD (部数は「18. 電子納品」を参照)

⑫完成図等
(1. 7. 1)

○ 作成する ○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ()

○ 完成図作図範囲(配置図、平面図、設備図等)
完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は発注者に移譲するものとする。

13. 完成写真

・ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。
(A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部

・ 箇所数は外観4面各室2面程度とする。規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。

・ アルバム 1部 (大きさ 335mm×290mm程度 カラー)

14. 設計GL

・ 図示のベンチマーク

⑮養生その他

工事施工に際し既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、既存にならい補修すること。

⑯事故の
発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

⑰市内企業
優先使用

本工事において、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方は名張市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

⑱不当介入を
受けた場合
の措置

暴力団員等による不当介入（名張市暴力団排除条例（平成23年名張市条例第2号）及び名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成30年名張市告示第62号））を受けた場合の措置について
(1)受注者は暴力団員等（名張市暴力団排除条例（平成23年名張市条例第2号）及び名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成30 年名張市告示第62号））による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時部点で速やかに三重県警察本に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2)(1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
(3)受注者は、暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

19. 消防法関
係の手続き

1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事）
・ 別途工事

2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成（建築図面の作成及び建築に関する部分の記入）を行うこと。

⑳主任技術者
又は監理技術
者の専任を要
しない期間

1) 現場施工に着手するまで期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

2) 検査終了後の期間
検査完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

㉑工事の一時
中止

名張市建設工事契約書の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

㉒労働安全衛生
法に基づく
労働災害防止
措置

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の受注者を指名する。
この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

23. 火災保険等

名張市建設工事請負契約書の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に参加し、その加入証券等を提示しなければならない。
(1) 保険の目的物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）
(2) 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間
(3) 保険金額 原則として請負金額に相当する金額

㉔社会保険等
未加入対策

適用除外でないにも関わらず、社会保険等が未加入である建設業者を下請契約（受注者が直接締結する請負契約に限る。）の相手方としてはならない。
下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。
受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により、下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認すること。
また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

2

仮
設
工
事

1. 監督員事務所
(2. 3. 1)

・ 設置する。
監督員事務所の規模(単位：㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

②仮設便所

構内既存の施設 ○利用できる ・ 利用できない

③工事用水

構内既存の施設
○利用できる(○有償 ・ 無償) ・ 利用できない

④工事用電力

構内既存の施設
○利用できる(○有償 ・ 無償) ・ 利用できない
本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。

5. 足場

設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

⑥交通誘導警備員

○ 1人
○ 工事車両(トラック等)通行時、解体工事等の施工時

⑦仮囲い

○ 工事中、必要に応じてA型バリアード等にて仮囲いを行う

⑧その他

○ 工事中、便所が使用不可になる場合は、工事前より利用者に周知する案内看板を設置すること

3

土
工
事

1. 埋戻し及び盛土
(3. 2. 3)
(表3. 2. 1)

2. 建設発生土
の処理
(3. 2. 5)

3. 山留めの撤去
(3. 3. 3)

種別

・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種

・ 建築残土 自由処分
・ 現況地盤鉤取り土 隣接地に敷き均し（整地・転圧）
・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km

・ 撤去 ・ 存置

4

地
業
工
事

10. 地盤改良

・ ()工法
・ 六価クロム溶出試験
・ 室内配合試験
・ 一軸圧縮試験（基礎下）

⑪砂及び砂利
地業 (4. 6. 3)

厚さ(mm) ・ 60 ○(100)
・ 仕上がりレベルを計測し、記録すること。

12. 捨コンクリート
地業 (4. 6. 4)

厚さ(mm) ・ 50 ・ ()
・ 仕上がりレベルを計測し、記録すること。

13. 床下防湿層
(4. 6. 5)

施工範囲 ・ 図示(図面番号：)
ポリエチレンフィルム厚さ ・ 0.15mm以上 ・ ()
・ 防湿層の重ね幅、基礎梁へののみ込みは、250mm以上とする。

特 記

工事名
朝日公園ほか便所改修工事（鴻之台 3 号公園）

図名
建築工事 特記仕様書－ 1

縮尺

図面番号
A-02

HAKUHO

Architech

白鳳アーキテック 株式会社

一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-1987 号
〒518-0775 三重県名張市希央台5 番町1 0 9 番地
TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067
E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp

承 認

1 級 1 9 3 2 4 2 号
荒川 克明

管理 建 築 士
印

図 面 提 出 日
2020. 11

5鉄筋工事

①鉄筋の種類
(5.2.1)

②溶接金網
(5.2.2)

3.内法直径
(5.3.2)

④継手
(5.3.4)

5.鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
(5.3.5)

⑥各部配筋
(5.3.7)

7.圧接完了後の試験(5.4.9)

種類の記号	径	備考
・SD295A	・D16以下	
・SD295B	・()	
・SD345	・D19以上	

・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの

網目の形状、寸法

鉄線の径 (mm) ・4 ・5 ・6 ・()

寸法(mm) ・100×100 ・150×150 ・()

90°未満の折曲げの内法直径 ・図示(図面番号:)

	径	部位
①重ね継手	D10	便所土間
・ガス圧接		

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ

・標準仕様書[5.3.4](c)(1)

・図示(図面番号:)

継手位置

・各部配筋参考図による

・図示(図面番号:)

鉄筋定着

・標準仕様書[表5.3.4] ・図示(図面番号:)

軽量コンクリートで土に接する部分

・無し ・有り(適用箇所:)

最小かぶり厚さ ()mm

耐久性上不利な部分(塩害を受けるおそれのある部分等)

・無し ・有り(適用箇所:)

最小かぶり厚さ ()mm

①図示(各改修図)

抜取試験方法 ・超音波探傷試験 ・引張試験

6コンクリート工事

⑤骨材
(6.3.1)

⑥混和材料
(6.3.1)
(6.3.2)

7.型枠
(6.8.2)
(6.8.3)
(表6.8.1)

8.コンクリート強度試験
(6.9.3)

アルカリシリカ反応性による区分

①AL(コンクリート中のアルカリ総量を規制)

・A(安全と認められる骨材を使用)

なお、ALで規制できない場合はAとし、その試験は、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が、生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。

・特殊な骨材の使用

・フェロニッケルスラグ細骨材

・銅スラグ細骨材

・電気炉酸化スラグ骨材

・再生骨材H

混和材料 ①JIS仕様

混和剤の種類、使用方法、使用量

・標準仕様書[6.3.1](d)(i)、標準仕様書[6.3.2](2)(vi)

・()

混和材の種類、使用方法、使用量

・標準仕様書[6.3.1](d)(i)、標準仕様書[6.3.2](2)(vi)

・()

材料 ・複合合板(厚さ(mm) ・12 ・())

打増し厚さ ・図示(図面番号:)

誘発目地、打継ぎ目地、化粧目地の位置、形状及び寸法

・図示(図面番号:)

・断熱材の兼用

・MCR工法用シート

スリーブの材種、規格等

・標準仕様書[表6.8.1] ・図示(図面番号:)

圧縮強度試験(基礎のみ)の供試体の材齢

・材齢28日 ・型枠脱型用

・材齢28日を超え91日以内

9タイル工事

1.伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
(11.1.3)

②タイル張り
(表11.2.3)
(11.2.2)
(11.2.3)
(11.3.2)
(11.3.4)
(表11.3.2)

位置 ・標準仕様書[表11.1.1]

・図示(図面番号:)

タイルの種類・工法

施工箇所	工法	種類	形状寸法	耐滑り性	うわぐすり	役物	標準・特注色	耐凍害性
便所床		各改修図による(極力既存床タイルと同仕様、同色)						

・役物()

・試験張りを行う

・見本焼きを行う

・既モルタル調合()

セメントモルタル塗り又は有機系接着剤あと張り工事

コンクリート素地面の処理 ・適用箇所 図示(図面番号:)

・目荒し工法 ・MCR工法

有機系接着剤あと張り工事

シーリング材

打継、ひび割れ誘発目地 ・PU-2 ・()

伸縮、その他目地 ・MS-2 ・()

10左官工事

①モルタル塗り
(15.2.2)
(15.2.5)

2.セルフレベリング
(15.4.2)

既製目地材 ・使用する 図示(図面番号:)

床の目地 ・図示(図面番号:)

下地モルタルの接着力試験(外壁タイル張り等) ・実施する

種類 ・せっこう系 ・セメント系

11建具工事

①トイレブース
(20.2.5)

2.建具用金物
(16.8.2)
(表16.8.1)
(16.8.3)
(16.8.4)

3.ガラス
(16.14.2)
(16.14.3)
(16.14.4)
(表16.14.1)

表面仕上 ①メラミン樹脂系化粧板

・ポリエステル樹脂系化粧板

脚部 ・幅木 ①図示(各改修図)

扉小口の材質 ・ステンレス製 ①アルミ製

マスターキー ・製作する ・製作しない

・監督員と協議の上システムを決定する

キーボックス ・要 ・不要

金物の種類、見え掛かり部等の材質等

・標準仕様書[表16.8.1] ・図示(建具リスト)

レバーハンドル、クレセント等の取付け位置

・FL+1500以内

板ガラスの種類、厚さ、特性による種類等

・図示(建具リスト)

留め材 ・シーリング ・ガスケット(メーカ仕様)

ガラス溝の寸法、形状等

・標準仕様書[表16.14.1] ・図示(メーカ基準)

熱線反射ガラスの映像調整 ・実施する

6コンクリート工事

①コンクリートの種類及び強度
(6.2.1)
(6.2.2)
(6.2.4)
(6.11.1)
(6.11.3)
(6.10.1)

②コンクリートの種類
(6.2.1)
(表6.2.1)

3.コンクリートの仕上り
(6.2.5)

④セメント
(6.3.1)
(表6.3.1)

普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	施工時期	スランプ
・21(N/mm ²)			・18(cm)
・21(N/mm ²)			・15(cm)
①18(N/mm ²)	土間		①15(cm)

軽量コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	種類	気乾単位容積質量	スランプ
・(N/mm ²)			・t/m ³	・(cm)
・				
・				

・常時土又は水に直接接する部分 図示(図面番号:)

①コンクリートの種類 ①I類 ・II類

・大臣認定品 図示(図面番号:)

合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種類

・A種 ・B種 ・C種

種類 ①普通ポルトランドセメント、混合セメントA種

・()

高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種

・適用箇所 図示(図面番号:)

7コンクリートブロック工事

1.補強コンクリートブロック造
(8.2.2)
(8.2.3)
(8.2.5)
(8.2.8)
(表8.2.1)

②コンクリートブロック帳壁及び塀
(8.3.2)
(8.3.3)
(8.3.4)
(8.3.7)
(表8.3.1)

種類 ・空洞ブロック16

・図示(図面番号:)

正味厚さ、モジュール呼び寸法

・図示(図面番号:)

各部の配筋

・図示(図面番号:)

モルタルの調合

・標準仕様書[8.2.3] ・()

モルタル又はコンクリートの充填範囲 ・図示(図面番号:)

ブロックの種類 ①標準仕様書[表8.3.1]

・図示(図面番号:)

正味厚さ、モジュール呼び寸法、ブロックの厚さ

①図示(改修図)

モルタルの調合 ①標準仕様書[8.2.3] ・()

化粧

・有り ①無し

塀の厚さ H≤2.0m ・120mm ・()

H>2.0m ・150mm ・()

各部の配筋 ①図示(改修図)

モルタル又はコンクリートの充填範囲

①空洞部全て

8防水工事

①シーリング
(9.7.2)
(9.7.3)
(表9.7.1)

(9.7.5)

・標準仕様書[表9.7.1]による

施工箇所	目地寸法	種類
配管バック面台取合い	10×10	シリコン系

接着性試験

・簡易接着性試験 ・引張接着性試験

12塗装工事

1.材料
(7.1.3)

2.下地調整
(7.2.1~7.2.7)
(表7.2.1)~
(表7.2.7)

3.錆止め塗料塗り
(7.3.2)
(7.3.3)
(表7.3.1)~
(表7.3.4)

4.合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)
(7.4.2)
(7.4.3~7.4.5)
(表7.4.1)~
(表7.4.3)

・屋内の壁、天井上げは防火材料とする。

・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)

既存塗膜の除去範囲(塗り替えてRB種の場合)

・図示(図面番号:)

種別

下地	種別
・木部	・RA種 ・RB種 ・RC種
・鉄鋼面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・亜鉛めっき鋼面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・モルタル、プaster面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・コンクリート、ALCパネル面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・コンクリート、押出成形セメント板面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ・RB種 ・RC種

錆止め塗料種別

鉄鋼面 ・A種 ・B種

亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種 ・C種

錆止め塗料塗り種別

鉄鋼面 ・A種 ・B種 ・C種

亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種 ・C種

塗料種別 ・1種 ・()

種別

下地	種別
・木部	・A種 ・B種 ・C種
・鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種
・亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種 ・C種

特記

工事名
朝日公園ほかに便所改修工事(鴻之台3号公園)

図名
建築工事 特記仕様書-2

縮尺

図面番号
A-03

HAKUHO

Architect

白鳳アーキテック株式会社

一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-1987号
〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地
TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067
E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp

承認

1級193242号
荒川 克明

図面提出日
2020.11

管理建築士
印

機械設備工事特記仕様書（○印を付けたものを適用する。）						給水設備		機器設備			
建築概要						○給水方式		・設計空気条件			
工事名称 朝日公園ほかに便所改修工事（鴻之台3号公園）						○水道直結方式		・外気＜夏期＞			
工事場所 三重県名張市鴻之台3番町83番地						・高架構造方式		・室内＜夏期＞			
建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	備考		・受水槽＜本体＞		・建築設備設計基準による）			
公衆トイレ		1				・FRP製		・一般系統の温度は成り行きとする。			
						・ステンレス製		・冷水発生機			
						・鋼板製		・温水ボイラー			
						・高架構造＜本体＞		・放熱機			
						・FRP製		・空冷HPパッケージ			
						・ステンレス製		・その他			
一般事項						○配管材料		・配管方式			
適用仕様書						○ライニング鋼管＜一般＞		・冷媒配管			
優先順位						○強化ビニル管＜土中＞		・配管材料			
申請手続						○さや管工法		・冷媒管			
疑義						○直結部分		・冷媒管			
変更						○その他の部分		・冷水管			
完成図書						○貨物品		・冷水・温水管			
耐震基準						○要（別途工事・本工事）		・配管材料			
特記事項						○不要		・配管方式			
・地中埋設の給水、ガス、消火管等は埋設表示杭、埋設シートを布設する。						○排水方式		・配管材料			
○機器及び配管等は、地震時に水平移動、転倒、落下などが生じないように「建築設備耐震設計指針」により施工する。						○放流先		・冷媒管			
・防火区画貫通部分は、日本建築センターの性能評定を受けた工法に基づく材料を使用する事。						○配管材料		・冷水管			
・建物導入配管（給水・ガス・消火）は十分な可換性を有する変位吸収配管施工を行う。						○屋内汚水管＜		・冷水・温水管			
・水密を要する部分はつば付スリーブ、地中に用いるスリーブはVP管、他は紙製等のスリーブを使用する事ができる。						○雑排水管＞		・配管方式			
・排水管を除く埋設深さは、一般敷地300mm以上、車両道路部600mm以上とする。						○通気管＞		・配管材料			
・既設コンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。						○屋外排水管＞		・冷媒管			
○土間配管は土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持するようにする。						○樹		・冷水管			
・屋外露出及び多湿箇所（トレンチベント等）の配管架台は、SUS又はS溶融亜鉛メッキ仕上げとする。						○その他		・冷水・温水管			
○機器・配管・支持金物において、異種金属が接する部分には、絶縁処理を行う。						○衛生器具設備		・配管方式			
・屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、ケミカルアンカー（SUS）とする。						○給湯設備		・配管材料			
○監督職員の指示する時期に施設関係者の立会いを行うものとする。						○給湯方式		・給湯方式			
共通事項											

特 記	工事名 朝 日 公 園 ほ か 便 所 改 修 工 事 （ 鴻 之 台 3 号 公 園 ）			 HAKUHO Architech 白鳳アーキテック 株式会社 一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-1987 号 〒518-0775 三重県名張市希央台5 番町1 0 9 番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認		管理建築士	印		
	図名 特記仕様書				縮尺 A2 NS	図面番号 M-01	   	1級193242号		
							図面提出日	2020.10		荒川 克明

図 示 記 号	
記 号	名 称
	給 水 管
	排 水 管
	給 水 栓
	フラッシュバルブ
	弁 類
	床 上 掃 除 口
	排 水 金 物

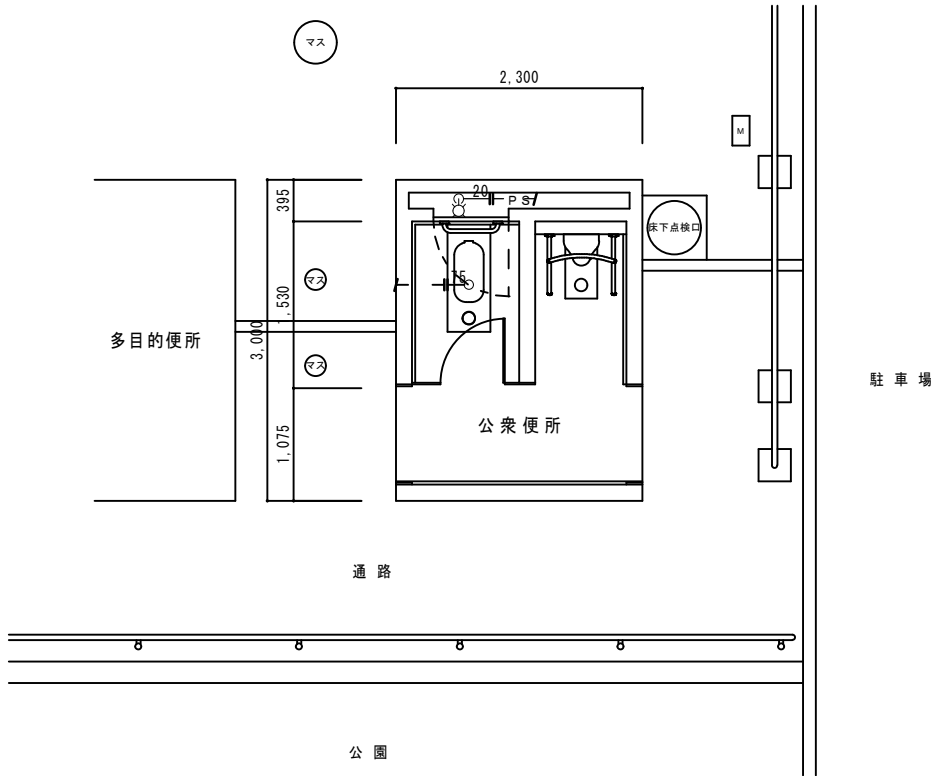
衛 生 器 具 組 合 せ 表				中央公園 展望台 管理棟	平尾山 加勢-バ-フ 北便所棟	南 便 所 棟	桔梗が丘 9号公園	7 号 公 園	3 号 公 園	朝日公園 便所棟		
名 称		合 計	男 子 便 所	女 子 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所	公 衆 便 所	公 衆 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所
洋風便器	CS140,TV550S(フラッシュバルブ 床給水),TC300(ソフト閉止付普通便座),TSF640LR,T82CR32,TS153S		1	1	1	1	1	2				
洋風便器	CS670B,SH670BA (ロータンク (蓋固定タイプ) 壁給水),TC300 (ソフト閉止付普通便座)	1							1	1	1	1
小便器	UFH500,TG600PN(フラッシュバルブ),T9R						5					
棚付二連紙巻器	YH701	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
手すり (I型)	T112C5 (L=500) 固定金具		1	1								

凡例	
————	今回撤去箇所を示す
- - - -	既存箇所を示す

注記）既設配管サイズ、ルートは参考とする。
床解体は建築工事とする。
既設器具・配管撤去後のアンカー及びビス跡はシール処理とする。

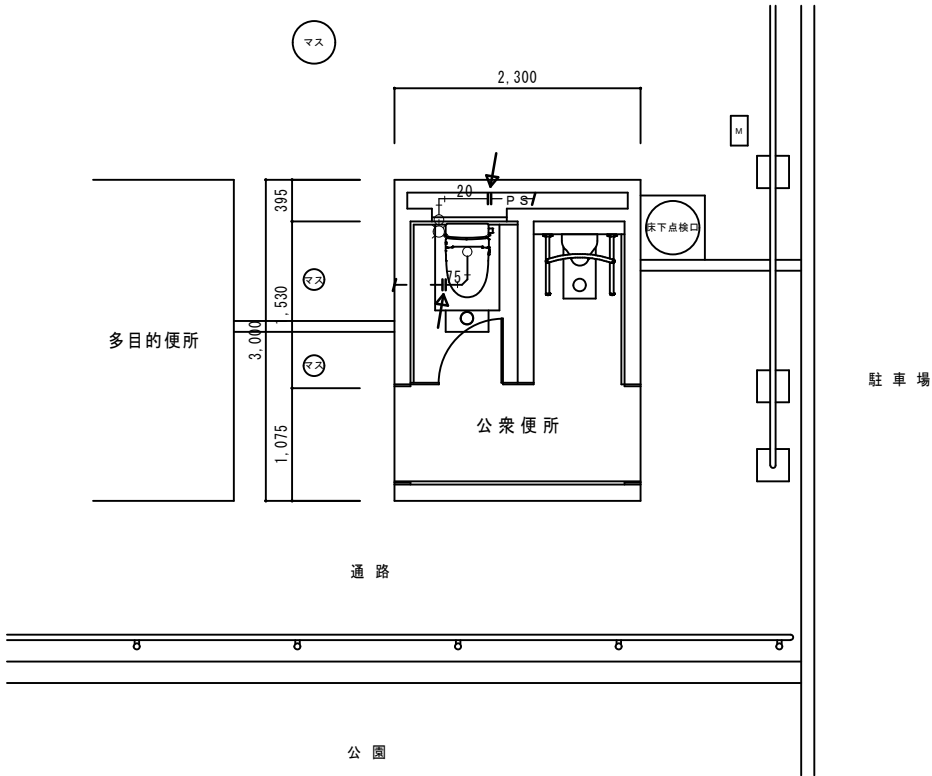
凡例	
————	今回改修箇所を示す
- - - -	既存箇所を示す
	既設接続箇所を示す

注記）既設配管サイズ、ルートは参考とする。
床復旧は建築工事とする。



現況平面図

公衆便所 既存機器表			
和風便器	LTは残置	1	撤去
紙巻器		1	撤去
I型手すり		1	撤去



改修平面図

特 記	工事名			 白鳳アーキテック 株式会社	一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-1987 号 〒518-0775 三重県名張市希央台5 番町109 番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認				管理 建築士	印
	朝 日 公 園 ほ か 便 所 改 修 工 事 （ 鴻 之 台 3 号 公 園 ）					   				1級193242号	
	図名	縮尺	図面番号			図面提出日				2020.10	
	現況(解体)図・改修図 給排水衛生設備					A2 S=1/50	M-03				